



ニセコ町無電柱化推進計画

令和5年2月1日
(令和6年3月1日改訂)

ニセコ町



はじめに

道路上の電線や電柱は、景観を損なうだけでなく、幅員の狭い歩道上の電柱は、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震や台風、暴風雪などの災害時には電柱の倒壊により、緊急車両等の通行に支障を来すおそれがあります。

道路の無電柱化は、「防災性の向上」、「安全性・快適性の確保」、「良好な景観形成」を目的として推進されておりましたが、近年、災害の激甚・頻発化、高齢者・障がい者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により無電柱化の必要性がさらに増しています。このような無電柱化をめぐる情勢の変化を踏まえ、平成28年（2016年）12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という）が施行され、無電柱化の推進に関する施策を総合的・計画的かつ迅速に進めていくことが定められました。また、「無電柱化法第8条」においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）の策定を、市町村の努力義務として規定されました。

これらの社会情勢の変化や、無電柱化法の趣旨を踏まえ、ニセコ町無電柱化推進計画を策定し、今後の無電柱化の基本的な方針や目標、施策等を定めます。



図-1 無電柱化の目的（国土交通省 HP より）

目 次

第1章 目的と位置づけ	1
(1) 目的.....	1
(2) 位置づけ.....	1
第2章 無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
(1) ニセコ町における無電柱化の現状.....	2
(2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢.....	2
(3) 無電柱化の対象路線.....	3
第3章 無電柱化推進計画の期間	4
第4章 無電柱化の推進に関する目標	4
第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	5
(1) 整備手法の検討.....	5
(2) コスト縮減の推進.....	7
(3) 事業のスピードアップ.....	7
(4) 占用制度の運用の検討.....	7
(5) 関係者間の連携の強化.....	8
第6章 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	9
(1) 広報・啓発活動.....	9
(2) 無電柱化情報の共有.....	9

第1章 目的と位置づけ

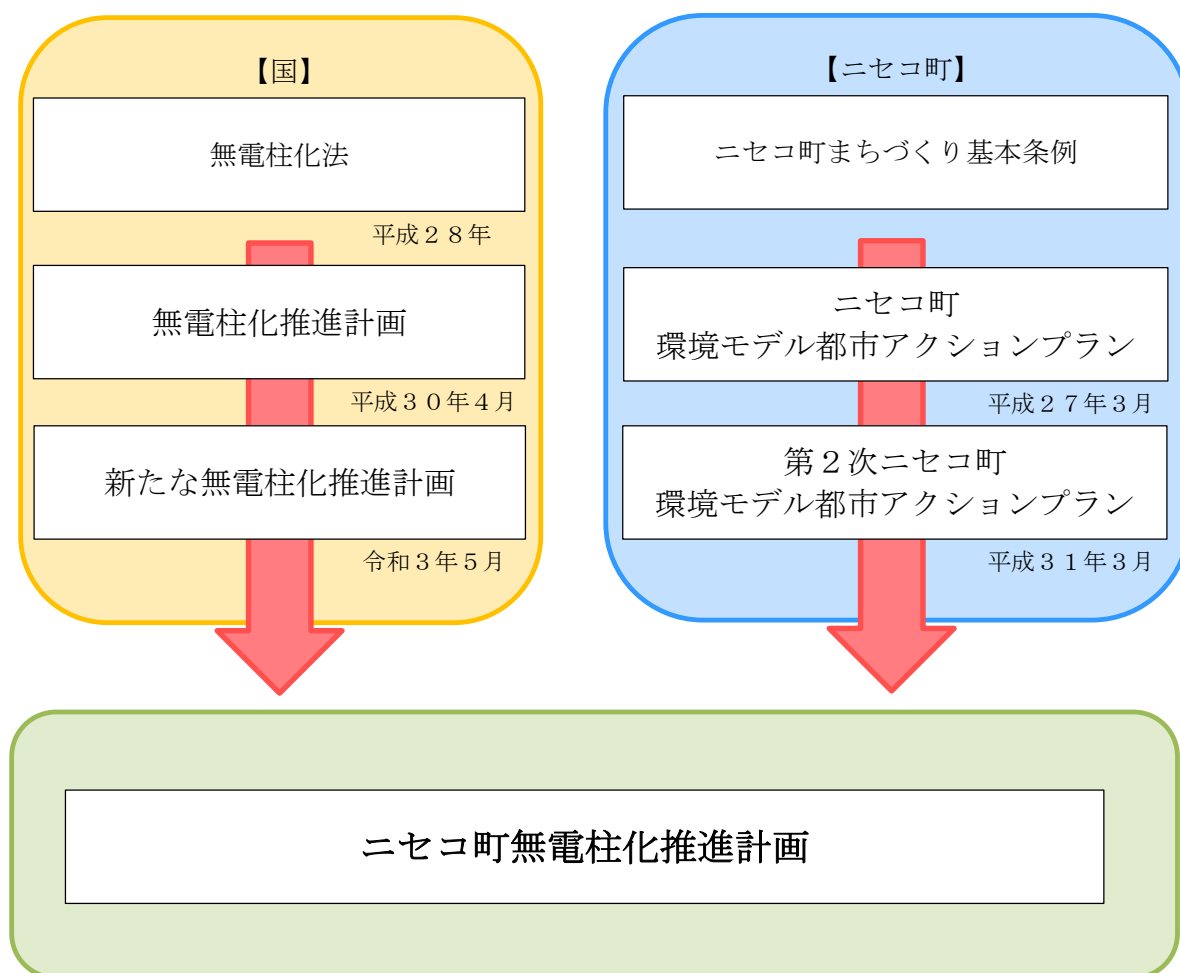
(1) 目的

本計画は、無電柱化法や北海道無電柱化推進計画を踏まえ、ニセコ町における無電柱化を総合的・計画的に推進していくことを目的として策定します。

(2) 位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条第2項に基づく市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画です。

また、ニセコ町まちづくり基本条例、第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランなどの関連計画と整合を図っていきます。



第2章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) ニセコ町における無電柱化の現状

ニセコ町内における無電柱化は、関係者の協力の下電線共同溝等の整備により進められている。ニセコ町が管理する町道については、令和4年（2022年）3月時点で、町道元町中通の1路線0.1kmとなっている状況です。

(2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要があります。

無電柱化法第2条において、『無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。』との理念が定められていることを踏まえ、本町においても、町民と関係者の理解や協力を得ながら、無電柱化によって安全・安心な暮らしを確保し、良好な景観が形成される魅力あるまちづくりを推進していくこととします。

(3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。他の事業や地域振興の取り組みなどと連携することで、コスト縮減や高い事業効果が期待できます。これらを踏まえながらニセコ町としては、以下の道路について優先的に無電柱化を推進します。

①【防災】

災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路として、緊急輸送道路やニセコ町地域防災計画において避難路に位置付けている道路等について、無電柱化を推進します。

②【安全・円滑な交通確保】

安全かつ円滑な交通の確保が必要な道路として、駅周辺等の高齢者、障がい者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路等の無電柱化を推進します。

③【景観形成・観光振興】

良好な景観の形成を目的としたニセコ町景観推進地区や、観光振興のために必要な道路として多くの来訪者が集まり賑わいを生む道路等について、無電柱化を推進します。

④【道路事業等に合わせた無電柱化】

上記の他、無電柱化法第12条に規定のとおり、道路事業等（道路の維持に関するものを除く。）が実施される際に、無電柱化を推進します。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を推進します。

第3章 無電柱化推進計画の期間

計画期間は令和4年度から令和20年度（2038年度）までの17年間とし、必要に応じて改定、更新を行うこととします。

第4章 無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の対象道路のうち、防災や景観形成・観光振興の視点により、令和20年度（2038年度）までに、以下の路線が無電柱化となるよう目標とします。

番号	路線名（住所）	整備延長
①	町道一号線（曾我 634-102）	1,500 m
②	町道ニセコ登山道路（ニセコ 431-8）	1,300 m
③	町道ニセコミライ通（富士見 170-14）	900 m
④	町道元町中通（元町 78-4）	150 m

第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 整備手法の検討

無電柱化は、現在整備手法の主流となっている「電線共同溝方式」を含め、北海道無電柱化推進計画に位置付けられている以下の事業手法により、地域及び路線の実情に応じ、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ、最適な整備手法を検討し実施することとします。

①【電線共同溝方式】

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式

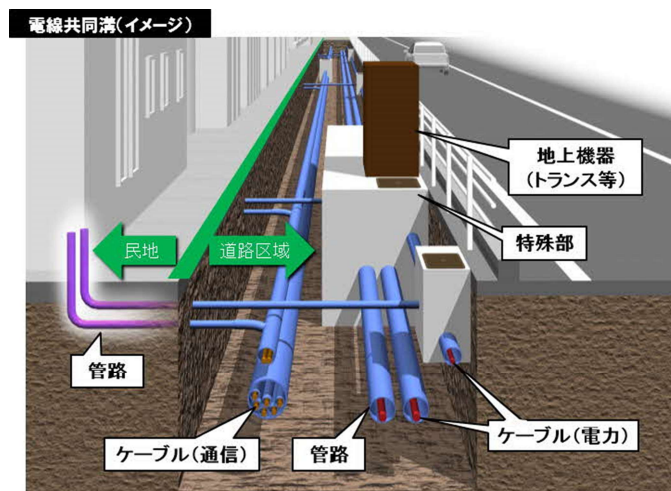


図-2 電線共同溝イメージ図 (国土交通省 HP より)

②【自治体管路方式】

地方公共団体が管路整備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式

③【要請者負担方式】

要請者が整備する方式。設備の管理については関係者間協議（要請者・自治体・電線管理者等）により定める方式

④【単独地中化方式】

電線管理者が整備し、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式

⑤【裏配線方式】

無電柱化したい通りの裏通り等に電柱、電線類を配置して、主要な通りの沿道の需要家屋への引き込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する方式

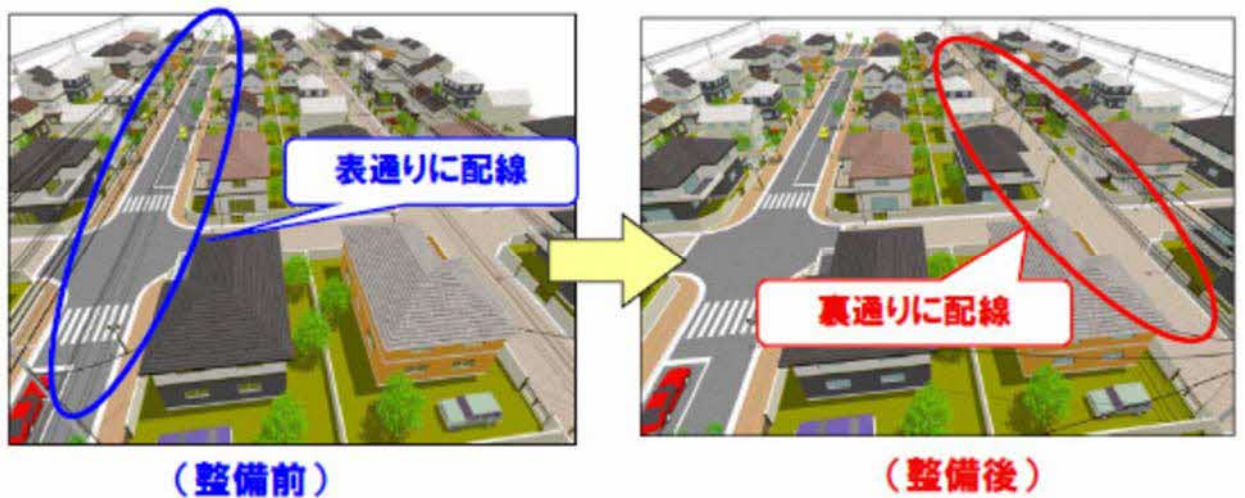


図-3 裏配線イメージ図（国土交通省 HP より）

⑥【軒下配線方式】

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置して、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する方式。

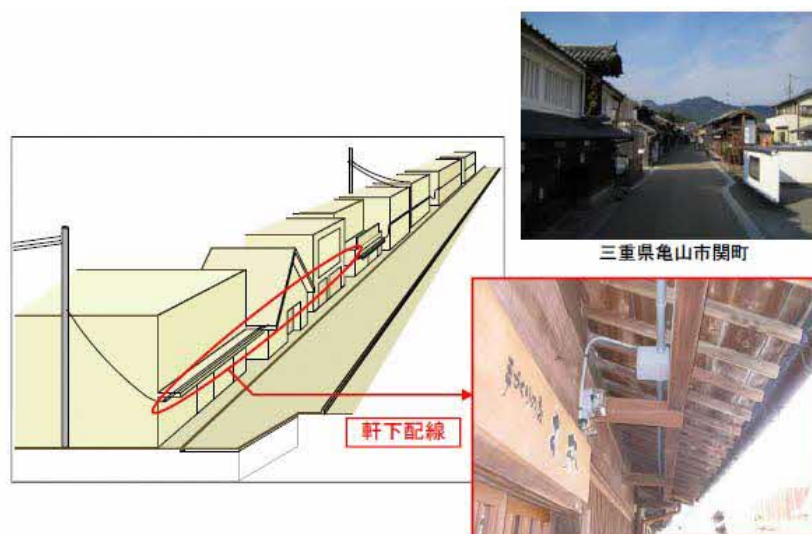


図-4 軒下配線イメージ図（国土交通省 HP より）

(2) コスト縮減の推進

北海道が国及び電線管理者等と連携・協力して検討を進めている、積雪寒冷地における「北海道版低コスト手法」や、浅層埋設、小型ボックス活用埋設、角型多条電線管などによるコスト縮減方法についても、適宜情報収集を図っていきます。

(3) 事業のスピードアップ

事業のスピードアップを図るために、以下について検討します。

①【発注の工夫】

各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注、PPP活用、一括施工発注等について検討します。

②【民間技術の活用促進】

民間技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用について検討します。

(4) 占用制度の運用の検討

占用制度を的確に運用し、無電柱化を推進します。

①【占用制限制度の的確な運用】

国及び北海道が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置について、本町が管理する緊急輸送道路においても実施する予定です。

②【占用料の減額措置】

国及び北海道は、架空の占用物を地中に埋設する場合は占用料の減額措置を実施しており、本町においても国及び北海道の動向を踏まえて、占用料の減額措置を検討します。

(5) 関係者間の連携の強化

①【推進体制】

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及びその他関係機関からなる北海道無電柱化推進協議会と連携し、無電柱化に関する必要な事項について、北海道と確認や検討を行います。

②【工事・設備の連携】

本町の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、関係者が集まる会議を活用し、工程等の調整を積極的に行います。

③【民地の活用】

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

④【他事業との連携】

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

第6章 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する町民の理解と関心を深め、無電柱化に町民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、町報の活用やシンポジウム等の実施により周知し、理解を広げる。



図-5 ニセコ地域の景観を考えるシンポジウム（令和4年9月開催）

(2) 無電柱化情報の共有

国及び北海道のほか、他の地方公共団体とも連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本町の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

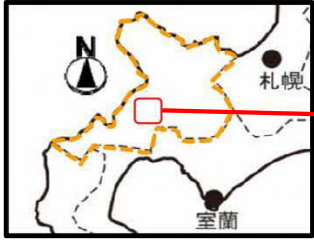
(※「無電柱化を推進する市区町村長の会」に加盟)

【ニセコ町無電柱化推進計画路線位置図】

※引用元：電子地形図25000 | 国土地理院

《広域図》

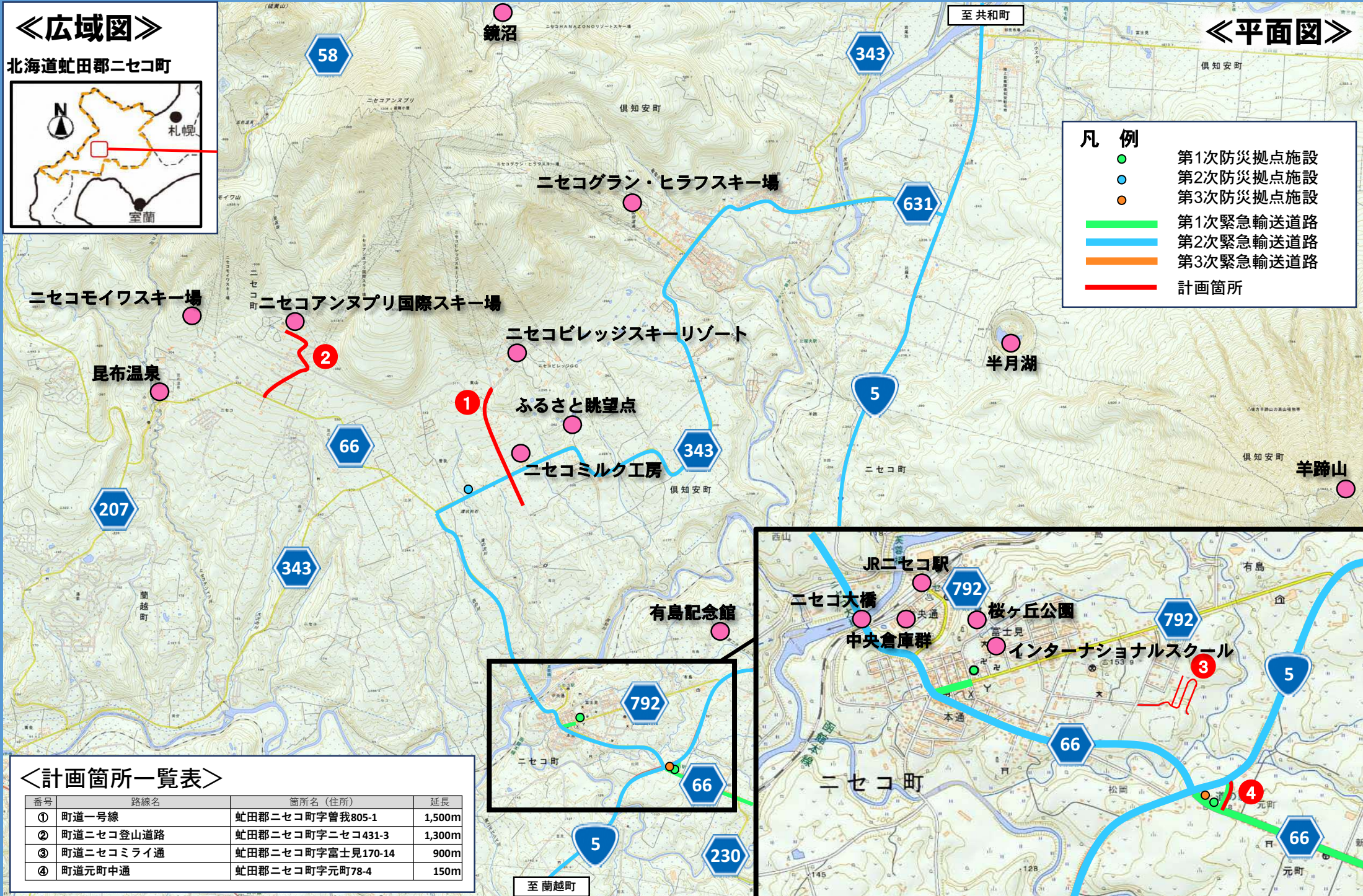
北海道虻田郡ニセコ町



《平面図》

凡例

- 第1次防災拠点施設
- 第2次防災拠点施設
- 第3次防災拠点施設
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路
- 計画箇所



《計画箇所一覧表》

番号	路線名	箇所名(住所)	延長
①	町道一号線	虻田郡ニセコ町字曾我805-1	1,500m
②	町道ニセコ登山道路	虻田郡ニセコ町字ニセコ431-3	1,300m
③	町道ニセコミライ通	虻田郡ニセコ町字富士見170-14	900m
④	町道元町中通	虻田郡ニセコ町字元町78-4	150m